

成年後見制度～申し立てから開始まで～

家庭裁判所へ申し立て  
↑社協がお手伝いします



家庭裁判所



調査官・裁判官による調査  
本人や家族と面談します。  
必要に応じて裁判官が直接事情をたずねます




(必要に応じて)  
医師による鑑定




裁判官による審判



家庭裁判所



法務局の登記を経て

後見等の開始  
↑  
社協が後見人等に選任された場合、後見業務をおこないます




家庭裁判所



家庭裁判所

◎ご相談、お問い合わせは下記まで  
お気軽にお問い合わせください！

しゃかいふくしほうじん  
社会福祉法人

しもつけししゃかいふくしきょうぎかい  
下野市社会福祉協議会

〒329-0414  
栃木県下野市小金井789番地  
下野市保健福祉センターゆうゆう館内  
受付時間 月～金 8:30～17:15  
(土日祝日年末年始を除く)  
電話 0285-43-1236  
F a x 0285-44-5807  
Mail: info@shimotsuke-syakyo.or.jp



しもつけししゃかいふくしきょうぎかい  
下野市社会福祉協議会

ほうじんこうけんじぎょう  
『法人後見事業』



～いつまでも安心して生活するために～



社会福祉法人 下野市社会福祉協議会

# 下野市社会福祉協議会では、法人による成年後見事業を始めました！

## ☀️ 「成年後見」とは？

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分の方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護サービスや福祉施設の入所に関する契約を結んだりすることが、自分では難しい場合があります。また悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方の権利を護るため、家庭裁判所が本人を保護し、支援する人（成年後見人と言います）を選ぶことで、本人を法的に保護・支援するのが、「成年後見制度」です。

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人は、本人の意思を尊重しながら、本人を適切に代理して契約などの法律行為をおこなったり、本人にとって不利益な法律行為を後から取り消したりすることにより、本人を保護・支援します。

## ☀️ 「法人後見（法人による成年後見事業）」って、どういうことですか？

法人が、成年後見人を担(にな)うことを言います。

具体的には、社会福祉法人である「下野市社会福祉協議会」が、法人で成年後見人を受任(じゅにん)します。

## ☀️ どういう人が対象ですか？

下野市に住所があり、高額な財産を所有せず、適切な成年後見人が得られない方を対象としています。

なお、条件が合わない方でも、適切な成年後見人を得ることができますので、ぜひご相談ください。

## ☀️ お金は、かかりますか？

家庭裁判所に申し立てをする際、30,000円程度かかります。それ以外に医師の鑑定が必要になる時は、追加で5～10万円程度の費用がかかります。

成年後見が開始になったら、成年後見人は本人がお持ちの財産から報酬をいただきます。財産が無い場合は、下野市の制度を利用します。なお、報酬額は家庭裁判所が決定します。

## ☀️ 成年後見人は、本人の代わりに何でもできますか？

本人の婚姻や養子縁組など身分変動が生じること、また遺言については成年後見人が本人に代わってすることはできません。

また、定期的に家庭裁判所の監督を受けるため、金銭の使い込み等があった場合は家庭裁判所が成年後見人を解任する場合があります。